

嘉手納町子ども医療費助成 お子様の医療費の一部を助成します

対象児は嘉手納町に住所を有し、健康保険に加入している
0歳から18歳に達する最初の3月31日までの方です。
 出生、転入等の際に子ども家庭課窓口で申請して下さい。
 受給資格者証を交付致します。



←こちらからも申請が可能です。
 発行までに **1週間程度かかります**ので
 ご了承ください。

申請時に必要なもの：お子様の健康保険証・保護者名義の通帳又はキャッシュカード

対象児	給付方法	受給資格者証
0歳 ～ 18歳に達する 最初の3月31日まで	①現物給付(窓口無料) 病院、薬局等で保険証と受給資格者証を提示して受診して下さい。 保険診療医療費の自己負担分はお支払が不要となります。 ※現物給付に対応していない病院等の場合は下記②又は③の方法により給付を受けることができます。 入院・外来受診で医療費が高額になる場合は「限度額認定証」の提示も必要です。「限度額認定証」は加入している健康保険で交付を受けて下さい。	
	②自動償還(後日振込、領収書の申請不要) 病院、薬局等で保険証と受給資格者証を提示して受診し、医療費をお支払下さい。後日、登録口座へ保険診療医療費の自己負担分を振込致します。 振込日：受診月の翌々月の最終木曜日 *高額療養費等の受給がある場合、確認のため更に時間を要する場合があります。	
	③窓口償還(後日振込、領収書の申請が必要) 自動償還に対応していない病院等を受診した場合、治療用装具を医師の指示により作成した場合等は領収書等必要書類を添付し、子ども家庭課窓口で申請して下さい。 申請期間は受診月の翌月～2年です。 申請時に必要なもの：受給資格者証・領収書 振込日：申請月の翌月の最終木曜日 *高額療養費等の受給がある場合、確認のため更に時間を要する場合があります。	

対象となる医療費

- ・保険診療医療費の自己負担分
- ・入院時の食事療養費
- ・保険適用療養費(コルセット等治療用装具)の自己負担分
- ・未熟児養育医療により納付した自己負担分

対象とならない医療費

保険適用外医療費	健康診断・予防接種・文書料・お薬の容器代・入院時個室代・保険適用外となる眼鏡や装具の購入費など
子ども医療費助成以外の法令や制度により給付を受けられるもの	高額療養費・附加給付金・災害共済給付制度対象の医療費(学校でのケガなど)・第三者からの賠償対象医療費・生活保護など *子ども医療費と重複して給付された場合は、子ども医療費を町に返還していただくことになります。

*学校管理下での負傷、疾病等については子ども医療費の受給資格者証を使用せずに、各学校で加入している「災害共済給付制度」をご利用ください。「災害共済給付制度」の申請・お問い合わせは各学校までお願いします。

*他市町村へ転出するときは、嘉手納町の受給資格者証は必ず返納して下さい。

裏面もご覧ください



手続きが必要な場合

下記の場合は子ども家庭課窓口での手続きが必要です。

こんなとき	必要な手続き	手続きの際に必要なもの
嘉手納町内での住所変更	変更届	・受給資格者証
氏名の変更	変更届	・受給資格者証
保険証の変更	変更届	・お子様の保険証 ・受給資格者証
口座の変更	変更届	・変更後の通帳又はキャッシュカード ・受給資格者証
受給者証の紛失 又は破損（汚損）	再交付	・受給資格者証（紛失以外の場合）
嘉手納町外への転出	資格喪失届	・受給資格者証

医療費を10割負担した場合

保険証忘れ、治療用装具の作成等で医療費を全額(10割)支払った場合は、7～8割分の払戻し後に子ども医療費の申請をすることができます。

払戻し(給付)の方法		子ども家庭課での申請時に必要なもの
I. 保険証忘れて病院等から払戻しを受ける場合	病院等で保険証を提示し払戻しを受け、2～3割分の領収書を受け取ってください。 *払戻しの可否は病院等へご確認ください。不可の場合は「II」の方法で払戻しを受けてください。	・受給資格者証 ・領収書(払戻し後の金額のもの)
II. 保険証忘れて健康保険から払戻し(給付)を受ける場合	ご加入の健康保険へ申請し、給付の通知を受け取る。 *申請方法等についてはご加入の健康保険へお問い合わせください。	・受給資格者証 ・領収書(保険者へ原本を提出する場合はコピーでも可) ・健康保険からの給付額がわかる通知
III. 治療用装具等を作成し健康保険から払戻し(給付)を受ける場合	ご加入の健康保険へ申請し、給付の通知を受け取る。 *申請方法等についてはご加入の健康保険へお問い合わせください。	・受給資格者証 ・領収書(保険者へ原本を提出する場合はコピーでも可) ・医師の証明書(同上) ・健康保険からの給付額がわかる通知

ご加入の健康保険から高額療養費や附加給付金が給付される場合

子ども医療費の対象となっている医療費に対し、ご加入の健康保険から高額療養費や附加給付金が給付される場合は、町に届け出をしてください。すでに高額療養費や附加給付金が給付されている場合は、給付された分について医療費を町に返還していただくことになります。健康保険からの給付額がわかる通知書をご持参ください(他の世帯員等の医療費も合算された給付の場合は、その領収書も)。*子ども医療費の給付状況によってその他の書類が必要になる場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。